

使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン

制定 1996年4月

最終改正 2016年9月

当ガイドラインは、業として農薬を使用する事業者（法律上農家は事業者扱いです）を対象とした考え方を示しています。廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で、廃棄物の分類が規定されており、事業者からの廃棄物と一般家庭からの廃棄物では処理の考え方が異なります。具体的な運用、適正な処理法については、お住いの市町村にご相談ください。

製品容器内に残った農薬、農薬散布後に余った希釈薬液、散布器具等の洗浄液の処分については、関係法令等(注1、注2)の定めるところに従う他、適切な処分により事故や環境への影響を防止する必要があります。本ガイドラインは、製品容器内に残った農薬、農薬散布後に余った希釈薬液、散布器具等の洗浄液の処分に際しての考え方を示すものです。

基本的考え方

- 農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないようにすべてを使いきる。
- 余った希釈薬液は他の容器に移し替えず、散布むらの調整に利用するなどして必ず使いきる。
- 散布器具等の洗浄液は、ほ場内で処理する。

(注1) 農林水産省では従来から「農薬の購入に当たっては、使い残しの農薬が生じないように計画的な購入を推進するとともに、やむを得ず残った場合は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適切に処理する」(農林水産省 [平成17年農業生産の技術指導について](#))、「防除器具を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に散布するなどして適切に処理し、排水路や河川等に直接排水することを避ける」(農林水産省 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン [PDF](#))と指導している。さらに、農薬工業会の「農薬容器表示要領」にそって、注意事項が製品ラベルに表示されている。

1. 製品（農薬）容器内に残った農薬

1.1 禁止事項

- 1) 容器内に農薬を残したままで廃棄しない。
- 2) 残った農薬は誤用、誤飲、誤食などを避けるため他の容器に移しかえない。
- 3) 使用後に余った農薬及び使用済み容器に付着した農薬は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

1.2 注意事項

- 1) 農薬の購入にあたっては使い残しが生じないように計画的に購入する。
- 2) 使用途中の農薬の保管管理に関しては、「**農薬の保管管理等の徹底について**」(62 農蚕第 3283 号、13 生産第 5344 号) を参照のこと。

1.3 処理方法

農薬をやむを得ず廃棄する(容器に農薬が残りどうしても使用できない)場合は、次のいずれかの方法で適切に処分する。

- 1) 農家等、使用残農薬の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。なお、容器内に農薬を残したまま、廃棄物処理業者に処理を依頼する場合は、必ず容器内に農薬が残っている旨を廃棄物処理業者に知らせる。
- 2) 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- 3) 農薬を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

(注2) 法律(廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律)上の取扱い

- 農業生産に用いられた後に残った農薬は産業廃棄物に分類され、形状により水溶性の液体は廃酸又は廃アルカリ、油状の液体は廃油、泥状のものは汚泥に該当する。
- シマジン、チウラム、ベンチオカーブ(チオベンカルブ)、有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る)、D-D(1, 3-ジクロロプロペン)、水銀を含むものや、強酸(pH2.0 以下)・強アルカリ(pH12.5 以上)のものは、特別管理産業廃棄物に該当する。(詳細は[こちら](#))
- 排出事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。
- 産業廃棄物の運搬又は処理を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処理については産業廃棄物処理業者に委託しなければならない。

2. 希釈薬液

2.1 禁止事項

残った希釈薬液は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。また、他の容器等へ移し換えて保管するなどは絶対にしない。

2.2 注意事項

調製前に散布濃度、散布面積等を確認し、希釈早見表等を用いて必要量を調べ、過剰に調製しないよう注意する。調製した薬液はほ場で使い切る。気象情報等を調べて散布当日の天候を確認し、雨や強風など悪条件が予想される場合は散布液調製を見合わせる。

2.3 処理方法

- 1) 散布液は、散布むらの調整に利用するなどして、最後まで使い切る。
- 2) 種子消毒剤等で、その残液の処分方法が技術資料等に記載されているものは、それに従う。
- 3) 廃液処理装置が設置されている場合は、これを用い適切に処理する。

3. 散布器具等の洗浄液

3.1 禁止事項

散布器具等の洗浄液は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

3.2 注意事項

散布器具等を洗浄する際は、河川等の水系に流入することのない場所で行うこと。

3.3 処理方法

- 1) 散布器具等の洗浄液は、環境や後作に影響を与えないよう配慮して、ほ場内の農作物の植え付けされていない土壤に撒く。
- 2) 廃液処理装置が設置されている場合はそれらを利用し、適切に処理する。
- 3) 河川、湖沼、用水路、下水、地下水等の水系に流れ込まないように、最大限の注意を払う。

(注3) ほ場の隅に穴を掘り洗浄液を溜めて廃棄することは、地下水系へ流れ込んだり降雨によりあふれ出したりする恐れもあるので、十分注意する。